

オランダ領東インドにおける旅券制度の展開

— 植民地パスポートの様式と機能をめぐって —

吉 田 信

Abstract

Modern nation state invented administrative apparatus to embrace individuals residing in its territory. As John Torpey has described in his book ‘The invention of the passport’, such surveillance system went through in 19th century Europe. However, there remains one aspect that needs further consideration; that is ‘the invention of the passport in the colony’.

This article examines the constituting process of colonial passport in the Dutch East Indies from the beginning of the 19th century up to the 1940’s. The legitimate means of movement in the East Indies varied in accordance with each population group. While Europeans exercised free movement with few restrictions, natives, including Chinese, had been under movement control by the colonial state until 1918 when travel regulation became into force.

Focusing on the different types of passport, the national passport used for travel abroad on one hand, and the internal passport for the domestic movement on the other, this paper examines how the colonial state institutionalized, regulated, and controlled freedom of movement by introducing these different types of passports. This also demonstrates early relationship between passport and nationality.

Keywords: passport, nationality, citizenship, identity card, surveillance

はじめに

1980年代に進展したアンダーソンやホブズボームに代表されるナショナリズム研究は、その後の人文社会科学研究において、ひとつのパラダイムとして機能してきた。国民国家の形成を主権者である国民の政治的生成過程として叙述してきたそれまでのナショナリズム研究に対して、国民意識の醸成を担保する諸々の国家装置の形成に着目することにより、政治史的叙述を越えた多様な側面から国民国家の分析を可能としたのである。もはや古典的研究と化したアンダーソンの『想像の共同体』増補版には、「人口調査・地図・博物館」という章が新たに追加されており、国民意識を無自覚に想像させる国家装置としてこれらの制度の分析がなされている(アンダーソン 2007)。

本稿の対象とする旅券制度も、国民意識を担保する制度のひとつと位置づけることができる。旅券(パスポート)は、その所持人に帰属する国家との結びつきを可視化させる唯一といってよい公文書である。国境を超える人々の移動は、国家の発給する旅券を所持することではじめ

て実現する¹。旅券制度とは、国家による人の移動の独占的管理の制度化ともいえる。

他方、旅券制度にはフーコー的意味での近代の監視装置としての性格も備わっている (Tjin 1988)。旅券には、その所持人と旅券の記載人が同一であることが常に想定されている。国家は、旅券を所持する自国民の同一性を確定し、確保し続けねばならない。この同一性が確保できなければ、旅券の真正性は確保されず、旅券の真正性が確保されないことは、その旅券を発行する国家の主権に係わってくる。旅券の様式の変遷をたどると、記載人の身体的特徴の記載から写真、さらに指紋・虹彩認証の導入といった同一性を確定する技法の展開をみることができる。これら生体認証の技術的進展により、旅券の所持人とその記載人との同一性を客観的に担保することが現在では可能となってきている。

旅券を対象とする研究は、これまで実務的な観点からの研究が主であった (春田 1987; 旅券法研究会 1999)。しかし、上述した研究動向を背景として、旅券制度の生成を歴史的に検討する研究があらわれている。ジョン・トーピーにより1999年に著された『パスポートの発明——監視・シティズンシップ・国家』は、フランス革命を契機とする国民国家形成が、ヨーロッパ各国で基本的人権として人の移動の自由を認めていった一方、近代的なパスポートの発明/創造 (invention) を通して、国家が人々の移動を管理し、その帰属を独占していく過程を描いていた (トーピー 2008)。トーピーの研究を受けて、日本でもパスポートに関する研究があらわれてきている。2016年には『パスポート学』と題する研究書が刊行され、パスポートに備わる多様な側面を紹介した (陳他 2016)。他方、必ずしも旅券のみを対象としているわけではないものの、生体認証に係わる研究領域でも、近年、研究の進展がみられる²。

本稿では、パスポートをめぐるトーピーの歴史社会学的研究、あるいは『パスポート学』において展開されている比較研究を補う意図のもと、植民地の旅券を検討する。トーピーの研究は、植民地における旅券制度の展開に関してほとんど言及していない。『パスポート学』では、マレーシアの旅券を扱った箇所では植民地の旅券について言及がなされている (陳他 2016: 72-78)。しかしながら、紙数の制約もあってか、そこでの叙述の主な対象は植民地の旅券そのものというより、植民地に旅券制度が導入されたことに伴う越境住民の管理との関わりにおいて、間接的に植民地の旅券制度が触れられているにとどまっている。

本稿は、植民地の旅券として、オランダ領東インドにおいて発給された旅券を対象としている。そもそも、植民地という空間は、本国から地理的に隔たった空間という意味以上に、政治的空間としてどのように捉えればいいのかののだろうか。本国の主権が地理的に延長された空間であったのか。あるいは、一種の外国に相当するような異質な政治的空間として把握されていたのだろうか。

ここで「政治的空間」と表現している空間は、政治権力により空間が区切られ (境界の創出)、行政領域として再構成された空間を意味している。オランダ領東インドにおける政治的空間は、後述するように本国における政治的に均質な空間と異なり、性質の異なる行政領域の混在する空間として構成されていた。このような植民地という政治的空間の移動に際しては旅券が必要とされたのだろうか。必要であったとするならば、どのような旅券が用いられたのか。植民地

における旅券を検討することは、本国と植民地における政治的空間、およびその境界がどのように認識されていたのかを間接的に示す作業ともいえるだろう。

以上の問題意識のもと、初めにオランダ本国における旅券制度の展開について概観した後、東インドにおける居住移転に関する規定を整理する。さらに、現時点で確認できた植民地の旅券について紹介するとともに、植民地旅券の様式の変遷をたどることで、旅券に付与された機能の展開についても検討したい。

1. 近代旅券制度における旅券とオランダにおける旅券制度の展開

政治権力は、その支配下にある領域内の住民の移動をなんらかの形で制約してきた。自由な移動を認めては、国家により課される税、賦役や賦課といった片務的義務から逃れる者が確実に生じるからである。そのため、自由な移動を管理する手段としてのパスは、古くから存在してきた³。人の移動に対する制約を自由への制約として認識し、その撤廃を模索するようになるのは、フランス革命において移動の自由が人権のひとつとして認められてからである。日本においても、この移動の自由は、自由権を構成する経済的自由（居住移転の自由）として、現憲法の保障するところとされている（22条1項）。それでは、移動の自由が人権として認められるのを境にして、旅券の概念にどのような変化が生じたのだろうか。

移動の自由が人権として保障されていない時代におけるパスとは異なり、「近代旅券制度における旅券とは、その発行対象は個人であり、その本質は当該個人の所属する国の権限ある当局による所持人の国籍及び身元の証明である」と定義されている（旅券法研究会 1999：7 下線筆者）。この定義からは、近代旅券に二つの特質が備わっていることを理解できる。第一に、旅券の所持人が帰属する国家の国籍を証明すること、第二に、所持人自身が何者であることを証明すること。これら二つが旅券に備わる属性なのである⁴。国民国家から構成される現在の国際社会において旅券を発行できるのは、原則として国家のみである⁵。発行された旅券は、記載人の国籍を証明する。同時に旅券には所持人と記載人の同一性を担保する措置が講じられており、それにより、所持人の身元を証明するのである。

近代旅券制度における旅券の特質は、現在のオランダにおけるパスポートの規定にもうかがうことができる。オランダの旅券法（*paspoortwet*）は、2条1項において旅行書類（*reisodocument*）として7種類のパスを列挙している。そのうち、パスポートの語が用いられている旅行書類としては、一般旅券（*nationaal paspoort*）、外交旅券（*diplomatiek paspoort*）、公用旅券（*dienstpaspoort*）の3種類があげられている⁶。続く3条はパスポートの記載事項について定めており、同条1項は、すべての旅行書類に所持人の個人情報（氏名、生年月日、出生地、性別、居住地、住所、居住期間）の記載を義務付けている。同条2項は、顔写真の貼付、二本の指の指紋登録、署名を旅券に記載することを定めている。3条6項は、オランダ人に発給される旅券には、オランダ国籍が記載される旨、定めている。オランダの旅券法は、パスポートそのものの定義を記していない。だが、3条の一連の規定が示しているように、1項が旅券記載人の身元を証明す

る個人情報について定め、2項が所持人と記載人の同一性を担保する生体認証の情報となっており、6項が国籍の証明となる。

近代旅券の特質である国籍証明と身元証明の2点を基準としてオランダの旅券制度の歴史的起源を求めるならば、オランダにおける初の国民国家として成立した1795年のバタフィア共和国にその起源を求めることができる。バタフィア共和国では、1792年に成立したフランスの旅券法の影響下、1797年に旅券に関する規則が制定された。バタフィア共和国以前のオランダ連邦共和国においても、旅券に類似するパスは存在していたようである。しかしながら、国籍証明・身元証明という近代旅券の要件からは不十分なものであった。

そもそも、オランダ連邦共和国自体が単一の主権のもとに構成される国家というより、7つの州に主権の認められた連合体であった。さらに、国籍概念それ自体がバタフィア共和国において初めて成立したことは、国籍証明としての近代旅券という要件がそれ以前には満たされていなかったことを意味する(吉田 2000)。加えて、連邦共和国時代に発行されていたパスは、個人を対象として発行されるというよりも、複数人あるいは集団を対象に一括した形で発給されていた(Tjin 1990: 80)。

1797年にバタフィア共和国において導入された旅券は、発行の対象を個人とした。記載人の身分証としての旅券の機能も、それに応じて強化される。ホラント王国に移行した1806年からは、旅券に所持人の身体的特徴の記載がはじまる。記載された項目は、年齢・性別・髪・眉・額・眼・鼻・口・顎髭・顎・顔の輪郭・顔色・その他の特徴であった。旅券はフランス語により表記された。この間の事情を、ある研究者は次のように述べている。

パスポートは今や真の『身分証』となった。すなわち、見ず知らずの個人を特定することを可能とするのに信頼たる証明書となったのである。あらゆる人物に備わる身体的特徴の一覧から記載はなされるのだが、個々人の特徴は十分に異なっている(Tjin 1990: 81)

旅券が身元証明としての機能を付与されることになったこの年には、現在の旅券制度のもとではみられなくなった「内国旅券(binnenlandse pas)制度」も導入されている。この内国旅券制度も、フランスの1792年旅券法にならい導入されたものといわれている(Tjin 1990: 82)。一般旅券(内国旅券との対比においてこの表現を用いる)は、入国に際して必要とされるのだが、外国人はオランダ(ホラント王国)入国後に到着する最初の自治体で内国旅券の申請をすることが必要とされた。内国旅券は、市長もしくは警察署長により申請者に対して発給された。この内国旅券を所持することにより、外国人はオランダ国内の移動が認められたのである。内国旅券は、移動先によっては外国人のみならずオランダ国籍保持者も所持が必要な場合があった⁷⁾。さらに、1810年にホラント王国がフランス帝国に併合された後は、国内全域に内国旅券の所持が義務付けられた。移動先の警察署に出頭し、警察署長からの許可を得ることが求められたのである。

オランダは、1813年にフランス支配から脱し、1815年にはベルギーを加えたオランダ王国とし

て成立する。1813年12月12日の勅令では、オランダ人はオランダ連国内での移動は自由とされた一方、外国人はオランダ到着に際して旅券に査証を受けねばならなかった (Leenders 1993 : 18)。勅令は、内国旅券の廃止も宣言している (ただし訪問地域による例外あり)。しかし、1815年のベルギー併合後は、南部王国地域 (ベルギー) での内国旅券の所持が義務付けられた。1830年のベルギー独立にともない、内国旅券は完全に廃止されるはずであった。だが、内国旅券は、オランダ本国では本来の機能とは異なる意図のもと使われ続けた。オランダ本国内での移動、とりわけ転居に際して、内国旅券は居住資格の証明書として用いられたようである⁸。

このようにヨーロッパでの国民国家形成は近代旅券制度を整える契機となった。旅券制度の起源が、フランス革命に端を発する市民革命であったとすれば、二重革命を構成するもう一方の産業革命は、ヨーロッパ諸国に資本主義の急速な展開をもたらすこととなる。ヨーロッパ大陸への産業革命の波及を背景とする資本主義の展開は、活発なモノとカネ、人の移動を生じさせた。とりわけ、鉄道の普及による交通網の整備は、人々の移動に要する時間を短縮し、大量かつ長距離輸送を可能とした。トーピーの研究でも指摘されているように、ヨーロッパ各国は、このような事態を受けて19世紀中葉に旅券の携帯義務を廃止するようになる (トーピー 2008 : 121-125)。

オランダにおいても、1859年、国外渡航に際して旅券の携帯義務を廃止する方針がとられるようになった (Beek 1995 : 43-44)。これを受けて1861年には、2国間条約によって旅券携帯を免除していくようになる。条約の締結相手国としては、スウェーデン、デンマーク、フランス、ベルギー、イタリア、イングランド、後にドイツ、オーストリア=ハンガリー、スイス、スペインが加わった。

しかしながら、旅券携帯が免除されたことと、実際に旅券を携帯せずに渡航したかは別の事柄に属する。現実には、旅券の携帯が不要とされても、国外に出国する際に身分証明書として旅券を携帯することがみられたようである。一般旅券を携帯しない場合でも、近隣のヨーロッパ諸国への訪問に際して、内国旅券を代わりに所持したとも言われている。このような移動の自由への比較的緩やかな規制が終わり、旅券の携帯が再び義務付けられるのは、第一次大戦を契機とする (トーピー 2008 : 178-185)。

戦時動員体制の確立に伴い、各国では徴兵忌避者の逃亡防止や治安維持のため外国人の管理を目的とした旅券による管理が厳格化していく。第一次大戦に対して中立を宣言していたオランダでも、ベルギーからの避難民の管理、ドイツからの徴兵忌避者の流入防止といった理由により1915年以降、オランダの旅券には、所持人の国籍が記載されるようになる (Beek 1995 : 48)。それにより、旅券に国籍証明 (nationaliteitsbewijzen) としての機能が付与されることとなった。加えて、旅券の所持人と記載人の同一性を確実にするうえで重要な役割を果たすことになった写真の貼り付けも同年に実施されている。

1917年には、旅券の様式が改定され、それまでの一枚の紙 (図1) から冊子型 (20×13cm) へと変更された。言語も、それまで標準とされていたフランス語に加え、オランダ語、英語、ドイツ語による4言語表記へと改められた。1927年からは、妻の個人情報記載欄が独立で設けられ、1929年以降、夫の旅券に併記されるようになっていく。この旅券の様式は、戦後に継承

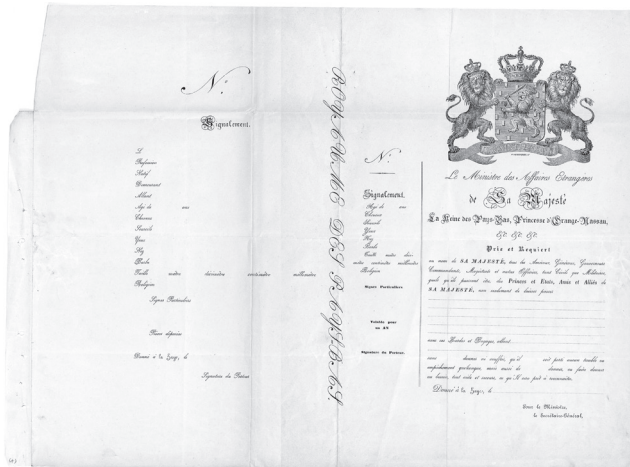


図1 1815年のオランダ王国旅券（外交史料館所蔵）。左半分は発給時に官庁が保管し、右半分を旅券として用いた。縦約45センチ横約63.5センチ。

されることとなる。なお、1922年には国際連盟の取極を受け、ロシア難民に対する身分証明書（いわゆるナンセン・パスポート）を発行している。

2. オランダ領東インドにおける移動の自由と旅券の分類

オランダの植民地である東インドにおいても旅券は存在した。だが、オランダ本国とは異なる状況のもと、移動に関わるパスは複雑な様相を呈していた。人々の移動する空間を構成していたオランダ領東インドの領土は、ジャワおよびマドゥラ（以下、ジャワ・マドゥラ）に加え、それ以外の外領（buitenbezittingen）という領域に行政上区分されていた。さらに、ジャワ・マドゥラには、直轄領と王侯領、外領には直轄領と自治領が下位の行政区分として存在しており、本国のように単一の主権のもと均質な空間が国境で囲まれ、それを前提に行政上の区分がなされたわけではなかった。植民地内部の空間は、いわば性質の異なる領域がパッチワークのように併存する状況におかれていたのである。

このような性質を異にする領域を移動する人々もまた、オランダ本国のように均質な国民から構成されていたわけではなかった。オランダ領東インドには、支配者であるオランダ人に加え、被支配層を形成したいわゆる「原住民（inlander）」、さらには法令上「外来東洋人（vreemde oosterlingen）」という範疇に属した華人といった複数の民族が居住していた。

このような状況のもと、移動に関わるパスは、植民地社会の変化にともない複雑に展開していった。植民地のパスは、オランダ王国成立以降、植民地における居住移転に関する規定に関連付けられるようになり、その改廃にともない改定されていった。移動に関する規定を詳細に検討することは本稿の主たる課題ではないこともあり、ここでは概要を整理する程度にとどめておきたい。なお、移動に関する規定も、先述したようにジャワ・マドゥラ／外領という領域

に応じて公布された。さらに、法令もヨーロッパ人と「原住民」、外来東洋人といった住民集団に対して、個別に適用される場合、あるいは統一的に適用される場合も存在していたことに留意する必要がある。1816年から東インドで公布される法令には、居住移転に関するものが多く存在する。以下、そのうちの重要な法令について、パスとの関連に限定し、その概要を簡単に説明しておく。

オランダ領東インドに公布された移動に関する最初期の法令は、1816年12月6日（1816年官報25号）の決定である。この決定はオランダ領東インド全域を対象としており、「原住民」および外来東洋人に対して適用されたが、ヨーロッパ人は対象とされなかった。これに対して、移動に関する初期の法令で重要なものは、1818年8月28日オランダ領東インド総務委員会布告（東インド官報第60号）である。領域的にはジャワを対象とした法令であるものの、あらゆる住民集団を対象とした規則であり、一時滞在と定住との区別を設けていた。

ヨーロッパ、アメリカおよびそれらの植民地からジャワを訪問する場合、到着に際して港の上陸係官に「パスポートもしくはそれに相当する書類 (de paspoorten, of andere diergelijke papieren)」を提示することが義務付けられた（4条）。ジャワの居住者（現地生まれのヨーロッパ系住民）は、理事官に旅券 (reispass) を申請し（17条）、通過地の理事官に旅券を提示すること（18条）によって、ジャワでの移動が認められた。これらの居住者が、オランダ領東インドを退去する場合、最低6週間前にその旨をバタヴィア官報に告示するものとされた（19条）。退去に際しては、居住地の理事官よりパスの交付を受け、乗船地の理事官に提示する義務があった（20条）。

移動の自由に関する規定は、その後交付された一連の規定において、制約と緩和の間を揺れ動く（制約1823年20号、1834年3号；緩和1827年53号）。1825年に生じたジャワ戦争（-1830）、さらに東インド政庁と華人との緊張関係の高まり（1825年、1829年、1832年、1836年）、強制栽培制度の導入を背景に、ジャワ・マドゥラにおける移動の自由は制限を受ける時代が続いていく。とりわけ華人は、1835年以降、居住移転の自由に著しい制約を受けた。1861年の東インド官報40、41号では、制約が緩和へ向かい、ジャワ・マドゥラへの来訪者（ヨーロッパ人）は、総督による移動の許可を得れば開港場における一定の居住の自由が認められるようになった。これは、6ヶ月の延長が可能であったものの、公の秩序の維持を理由に取り消されることも定められていた (Brokx 1925 : 91-93)。

1872年以降、ヨーロッパ人の居住者については、ジャワ・マドゥラ領内の移動は、基本的に自由とされ、ヨーロッパ人およびヨーロッパ人と同等視される住民にとっては、移動の自由に対する制約の大幅な緩和を意味した（1872年東インド官報38号）。他方、ジャワ・マドゥラに入領するヨーロッパ人は、領内の移動に際して許可が必要であった。当初、これは総督からの許可であったが、1906年からは司法長官による許可へと変わっていった（1906年東インド官報288号）。1911年以降は、ヨーロッパ人で入国した者にも移動の自由が認められるようになった。

ジャワ・マドゥラのみならず外領を含むオランダ領東インド領内での移動の自由が「原住民」・華人に対しても原則として認められるようになるのは、1918年に制定された「旅行規則 (Reisregeling)」によってである（1918年東インド官報694号）。これ以降、オランダ領東インドにおける居住移転に関する制約は撤廃された。

移動に関する規定のこのような変遷を背景として、オランダ領東インドでは数種類のパスが発行されていたことが確認できる。それらのパスは、移動の範囲、発行主体、発行対象に着目して分類すると、大きく4つに整理することができる。

- (1) 一般旅券。オランダ領東インド領外への渡航に際して用いられた旅券である。オランダ領東インドに居住するオランダ国籍保持者（後にオランダ臣民籍保持者を加える）に対して、理事官が交付した⁹。時代に応じて様式が改定されており、本稿では現時点で確認できた5種類の旅券を検討する（図2、3、4、5、7）。
- (2) 内国旅券。オランダ領東インド領内での移動に際して発給された旅券である。理事官が発給している。ヨーロッパ人に対して発行された内国旅券と「原住民」・華人向けに発行された内国旅券では様式が異なっている（図9、10）。内国旅券は、1918年にオランダ領東インド領内での居住移転の制限が原則として撤廃された後、身分証明書にその機能を移した。ヨーロッパ人と「原住民」・華人では異なる様式の身分証明書が発行されている（図11、12）。
- (3) それ以外のパスで移動に用いられた証明書。ここに分類されるパスは多様である。本来は移動に用いるパスではないものの、状況に応じて移動に用いる権能を一時的に行政機関から付与された場合がある。例えば、本稿でも検討する略式の身分証明書（図13）、あるいは第2次大戦直後、オランダ本国へ渡航するために臨時に発行された身分証が旅券の代わりに用いられた事例を確認できる。前者は地方行政長の権限において独自に発行され、後者はその性格ゆえ、全容を把握することが難しい。
- (4) 渡航目的が限定された特殊なパス。メッカ巡礼に用いられたパスをあげることができる¹⁰。巡礼者を対象とし、渡航目的が巡礼に限定されている。

本稿では、主に（1）の一般旅券、および（2）の内国旅券について、実際に発行された旅券を紹介しつつ、その変遷を整理していく。

ZEE-PAS（図2）

ここに示すパスは、ゼー・パス（zee-pas）と呼ばれるパスである。1847年4月24日付、バタフィア理事州において発給されている。最上部には、「オランダ領東インド（NEDERLANDSCH OOST-INDIË）」、その下に「バタフィア理事州（Residentie Batavia）」とイタリックで記されている。「バタフィア理事州」のほぼ水平の左には、発行番号（77番）、その下に「ゼー・パス（ZEE-PAS）」とパスの名称が太字で記されている。数行分下の中央部に、「バタフィア理事官（DE RESIDENT VAN BATAVIA）」とあり、パスの文面が続く。

ゼー・パスの本文は、3つの段落から構成されている。第1段落は、パスの根拠となる規則および出港地が印刷されている。ゼー・パスの根拠とされる法令は、先述した1818年8月28日のオランダ領東インド総務委員会布告（1860年官報60号）となる。このパスには出港地が記載されておらず、代わって目的地としてオランダ（Nederland）と手書きで記入されている。第2段落は、パスの所持人に関する記載（氏名・出生地、このパスには所持人が3人の子供をとも

なうことが記されている)、船舶に関する情報(船名と船長名)、さらに船の目的地(このパスではオランダ)が記されている。第3段落は、保護要請文の箇所であり、パス所持人の氏名、出生地、注記事項(子3名をとまなう)が再度手書きで記載されている。最後は発行主体、発給年月日(西暦の上3桁は印刷)に関する記載であり、バタフィア理事官による署名と秘書官の副署が添えられ、バタフィア理事官の公印(黒)が押されている。

オランダ領東インドからヨーロッパのオランダ本国への渡航に際して発行されたこのパスは、パスポート(paspoort)という名称ではなく、「ゼー・パス(zee-pas)」という名称を用いている。ゼー・パスとは、文字通りには「海のパス」を意味する。縦長1枚(29.5×21cm)のパスであり裏面に記載事項はない。現在一般的である数次旅券ではなく、記載された目的地の渡航に際して発給された一度限り有効なパスである。そのため、有効期間に関する記載はみられない。

ゼー・パスの様式については、なにを根拠とし、いつ定められたのか不明である。ゼー・パスの根拠規定である1818年東インド官報60号を確認しても、パスの様式に関する記載はない。この規則が公布された同日には、船舶の登録に関する規則を定めた東インド官報59号も公布されている。移動の主たる手段たる船舶に関する規則の官報59号と移動に関する官報60号は一体の

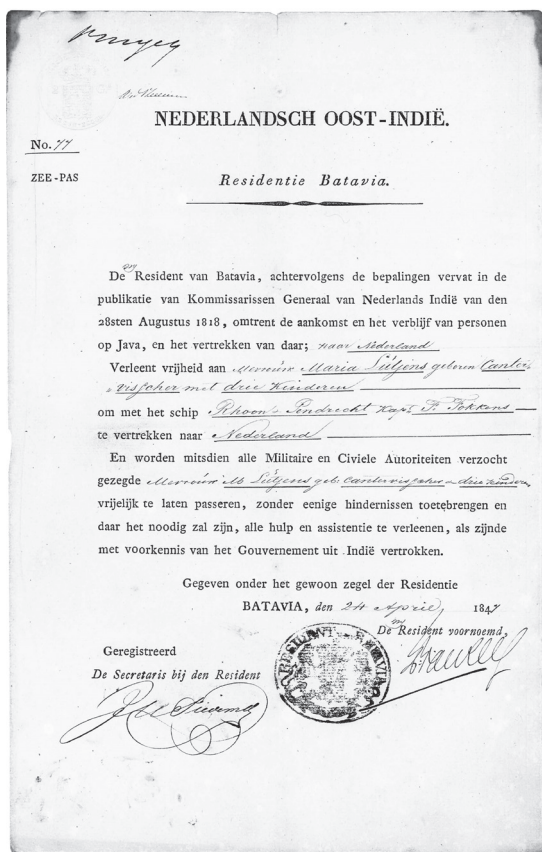


図2 ゼー・パス (CBG 所蔵)

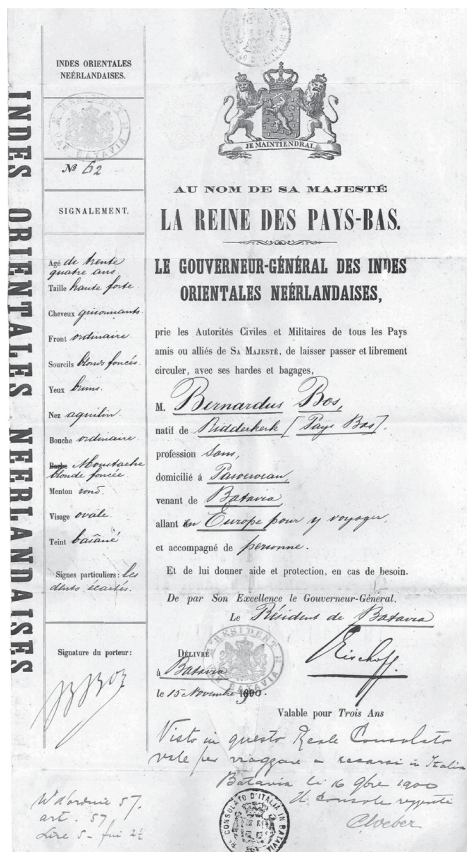


図3 1900年発給の旅券 (CBG 所蔵)

ものとして理解すべき規定である。この59号は、「海事書類 (zeebrieven) と船舶パス (scheepspassen)」に関する規則であり、官報には両書類の雛形が記載されている¹¹。しかし、官報60号は、パスに関する言及が散見されるにもかかわらず、ゼー・パスの様式に関する記載はみられない。

いずれにせよ、ゼー・パスには東インド官報60号を根拠とすることが印刷されていることから、規則の公布された1818年8月28日以降、このパスの交付年が印刷されている1840年までにはパスの様式が定められた可能性、あるいはパスの様式は東インド官報に記載されておらず、オランダ本国もしくは東インド政庁のいずれかの部局において定められた可能性も存在している。なお、1847年に発行されたこのパスの他、1862年7月3日に発行されたゼー・パスの存在を確認できている¹²。この期間にオランダ領東インドからオランダ本国への渡航に対して、ゼー・パス以外のパスを用いて渡航したことを示すパスの存在は確認できておらず、ゼー・パスの所持が一般的であったものと思われる。

1900年に東インドで発給された旅券 (図3)

1900年11月15日に発給された旅券である。本国の旅券の様式 (図1参照) を基本的に踏襲しており、縦長1枚の旅券である。記載はすべてフランス語による。向って左端には、横向きのフランス語でオランダ領東インド (INDES ORIENTALES NEERLANDAISES) と割書がある。割書の右、縦の罫線2本により区切られた欄には、最上部に「オランダ領東インド」の印刷、下段にはオランダ王国紋章、発給番号、さらに申請者の身体的特徴の記載欄が続いている。記載すべき項目は、「年齢、身長、髪、額、眉、眼、鼻、口、顎、顔の輪郭、顔色、その他の特徴」となっている。最下段には申請者のサインが続いている。旅券の交付に際して、この割書より左には、申請者の社会的属性および身体的特徴を記載する欄が本来付属しており、交付に際して切り離され発給官庁が保管したものと考えられる¹³。

身体的特徴の欄より右の旅券本体は、最上部にオランダ王室の紋章が印刷され、「オランダ王国国王の名代として」という文言が2行にわたり記載されている。装飾的な罫線により左右を区切った下には、「オランダ領東インド総督」と書かれ、関係機関への要請文が印刷されている。続いて、所持人の身元に関する項目が1行毎に続く。氏名 (Bernardus Bos)、出生地 (オランダのリッデルケルク)、職業、居住地 (パスルアン)、出港地 (バタフィア)、目的地 (旅行のためヨーロッパ)、同伴者の有無が記され要請文が閉じられている。続いて、旅券の発給主体であるバタフィア理事官の署名、その左には発給地 (バタフィア) と発給年月日 (1900年11月15日) が記入されバタフィア理事州の印が押されている。様式の最下部には、有効期間3年と印刷されている。

また、発行年月日欄を詳細に確認すると、「1900」という発行年は修正によるものであることがわかる。本来「189」と印刷されている箇所のうち、「89」を上から「90」と書き換えたうえで下4桁の数として「0」を加え、「1900」と訂正していることがわかる。このことから、この旅券の様式が1890年代には導入されていたことをうかがうことができる。この旅券は、有効期間の項目の下に、イタリア語での査証と発行年月日が手書きで記入され、バタフィアのイタリ

ア領事館印が押されている¹⁴。

1916年発行の旅券（図4）

1900年の旅券と比べると、フランス語に加え、英語でも同内容の旅券が発行されるようになっていいる。有効期間は3年である。全体の形は、縦長の1900年の旅券に対して、縦が相当短くなり、全体の割合としては横が若干長めのようなのである。旅券の基本的な様式、記載項目に変更はなく、英文による旅券が発行されるようになったという以外、大きな変化は認められない。ただし、この旅券の上部右端にモデル A という表記が印刷されていることは、モデル A 以外の B あるいはそれ以上の異なるタイプの旅券の存在を示唆しているが、現時点では未確認である。

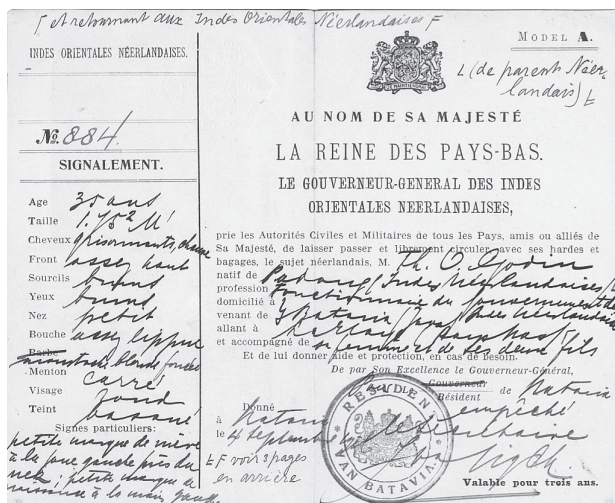


図4 1916年の旅券（CBG 所蔵）。図は仏語による旅券。

冊子型移行後の植民地旅券

オランダ領東インドで発行される旅券が冊子型に変わるのは、1919年である。変更は、オランダ本国での旅券の変更を受けたものと思われる。既に述べたように、オランダ本国では1917年に冊子型旅券への切り替えが始まった。この時に切り替えられた旅券から4言語（蘭・仏・英・独）表記が採用される。さらに、モデル A（24ページ）とモデル B（12ページ）が用意され、モデル A は本国外務省、モデル B は領事館により発行されるようになる。

1920年発給の旅券（図5・6）

全体で12ページからなり、本国旅券モデル B の様式をほぼ踏襲している。所持人記載ページは縦の罫線で左右に分けられている。向かって右上部にはオランダ王国紋章、要請文、申請者の氏名、生年月日、発行地、発行主体（知事／理事官）の記載、署名欄と下段に向かって続く。左側別欄の記載事項として、写真、有効期間（1年）、自署欄となっている。写真には割印が二箇所押されている。

なお、この頃になると査証や入国に際して押される入管の印、文言なども現在通用するものほとんどと相違ない。この旅券の記載人が1920年に旅券を申請した理由は、確実に推定できる。オランダ領東インドでは、公務員が一定期間の勤務の後、長期休暇を取得できる制度が整えられていた。この旅券の記載人も、この長期休暇制度（verlof）によって家族とともにオランダ本国に帰還するため、旅券を申請したことは疑いない。

ここに示す旅券(図5から8)は、東インド司法官僚であったコーヘン・スチュアート(Cohen Stuart) に対して発給されており、査証欄を確認するとバタヴィア出港後の寄港地と到着年月日を正確にたどることが可能である。査証欄からは、オランダに到着した後、約1年後に東インドへ向けて再び出国していることが確認できる。さらに興味深いことは、オランダ本国への帰還に際して、この人物は当時既に開通していたスエズ航路をとらず、あえて香港、日本を經由、太平洋を横断した後にアメリカ合衆国のニューヨークからオランダへ向けて出港していることが査証欄からたどれるのである。

1928年の旅券(図8)

同一人物に対して1928年に発給された東インドの旅券である。旅券発行に要する手数料分の収入印紙が左上に印刷されるようになった点以外、様式の変更点はほとんどない。ここで注意

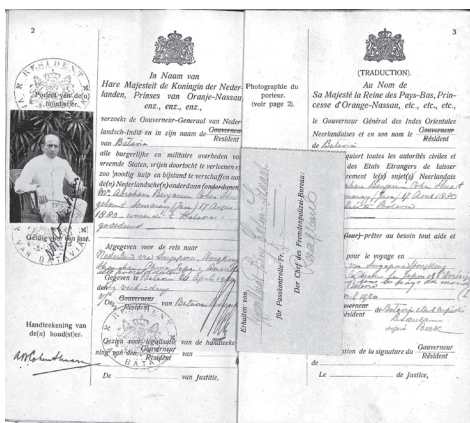


図5 1920年に交付された旅券(CBG所蔵)。当時の東インド司法官僚であったコーヘン・スチュアートに発給されている。



図6 同旅券の査証欄。

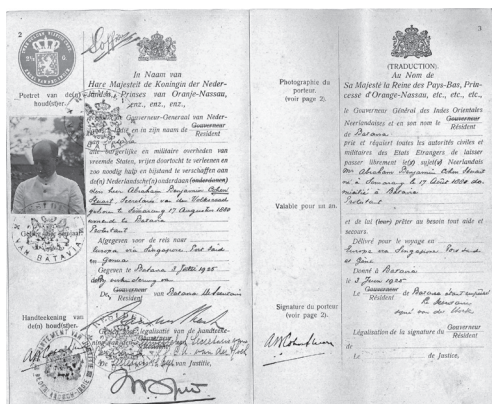


図7 1925年に発給された旅券(CBG所蔵)。

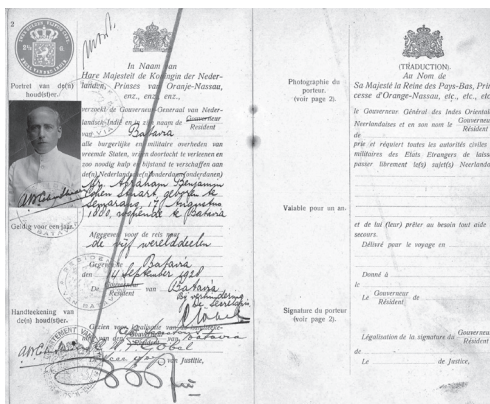


図8 1928年に発給された旅券(CBG所蔵)。

すべき点としては、1920年に交付された旅券の証明写真（図5）が椅子に腰掛け、ほぼ全身が若干引き気味の撮影、1925年の旅券（図7）ではうつむき気味に写っていたのに対して、この写真はバスト・アップ撮影となり現在用いられている証明写真の規格にほぼ対応していることだろう。加えて、1925年の証明写真が屋外で撮影されたのに対して、1928年の証明写真は、屋内で撮影環境を整えて（おそらく写真スタジオ）写したものであることがわかる。

旅券記載人の写真を貼付するようになった1910年から20年代の旅券では、記載人の証明写真の規格には相当のばらつきがあった。事実、この旅券の記載人の妻も、同時期（1920年）に旅券の交付を受けており、妻は子どもたちと証明写真を撮影している。屋外で撮影された子供との証明写真は、強い光のコントラストのため表情がつぶれてしまい個々人の表情の判別が難しくなっている。

3. 植民地の内国旅券

オランダ領東インド領内の移動のために発行されたパスが内国旅券である。既に述べたように、領外への移動と異なり、領内の移動は複雑な様相を呈している。まず、発行されたパスが住民集団（ヨーロッパ人と外来東洋人を含む原住民）に応じて異なっている。移動に関する初期の規則のいくつかは、両住民集団に適用されたにも関わらず、両集団に共通する統一された様式による内国旅券の存在は現時点では確認できていない。さらに、東インド官報を調べる限りでは、内国旅券の様式を定めた規則の存在も確認できない。

例えば、移動に関する初期の規則として重要な1818年東インド官報60号と同日に公布された59号は、60号と一体のものとして理解すべき規定であるが、これは船舶証明に関する規則であり、59号には「海事書類 (zeebrieven)」と「船舶パス (scheepspassen)」の雛形が記載されている。これに対して、60号は移動に関する規則であり、パスに関する言及が散見される。さらに、60号の対象としている移動が、東インドへの出入港に加え、領内の移動をもカバーしているにも関わらず、一般旅券および内国旅券の様式を定めてはいない。

以下に示す2種類の内国旅券は、ヨーロッパ人と華人に対してそれぞれ発行されたものである。東インド官報に領内の移動に関するパスの様式が記載されるのは、内国旅券が廃止され、身分証明書がその機能を代替するようになる1918年になってからである。

ヨーロッパ人向け内国旅券（図9）

1829年に発給された内国旅券であり、縦長1枚（30×20cm）のパスである。全文手書きで記載されている。中央最上部には、発行番号、その右には朱印が押されている（スラカルタ理事州印と思われる）。発行番号の下には「スラカルタ理事州 (Residentie Soerakarta)」、その下には「内国旅券 (Binnenlandsche Pas)」と記載されている。向かって左端には、押出印を確認できる。これは旅券の発行に際して要する手数料の支払いを証明するものである。押出印周囲には2名の署名があり、うち1名は後述するスラカルタ副理事官の署名と確認できる。もう1名 (de

Loches) は収納を確認した者かと思われる。

本文に相当する箇所には、内国旅券の交付された人物「グラーフ・ファン・ホーヘンドルプ (Graaf van Hogendorp)」氏に対して、東部の郡 (Districten) および東部ジャワの理事州への旅行を許可するという内容が手書きで記載されている。召使と荷物をともなうことも記されている。召使の数、氏名については書かれていない。本文の下には、スラカルタの副理事官による署名がある。この内国旅券の例外的な点として、オランダ語で記載された本文に続き、同じ内容がジャワ文字でも記載されていることである¹⁵。また、内国旅券という性質を反映してか、旅券に記載されている要請文はここにはみられない。

領内移動用「個人旅券 (Persoonlijke Pas)」(図10)

1832年9月10日華人の Sica Tin Sien に対して、居住地のリアウからバタフィアへの移動を許可したパスである (20.5×15cm)。内国旅券という名称は用いられておらず、「個人パス (Persoonlijke Pas)」という名称が用いられている。印刷された様式を基に必要な部分を手書きで記入するようになっている。向かって左端上部に発行番号 (8番)、その下にパスの名称、さらにその下にオランダ領東インドと記されている。短い横罫線による上下の区切りがあり、その下には発行主体が記されている。このパスは、リアウ理事州の発行になる。続いて下に、目的地に関する記載があり、ここではリアウからバタフィアを目的地としている。その下は、パスの申請者名が記載されており、華人の (Sica Sin Tien) という人物に交付されたパスであることが分かる。人名に続いて、目的地、船名、通過地に関する項目が下に記載されている。発行年

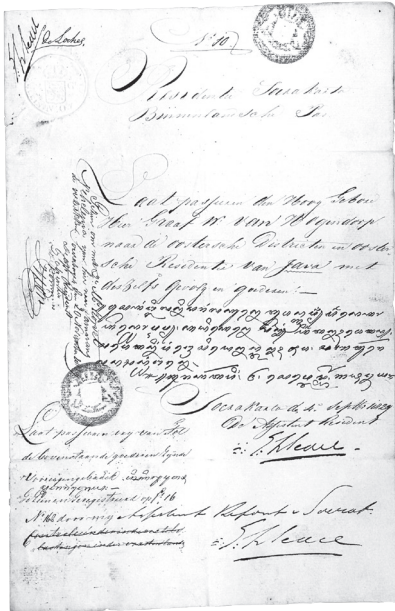


図9 1829年の内国旅券 (NA 所蔵)

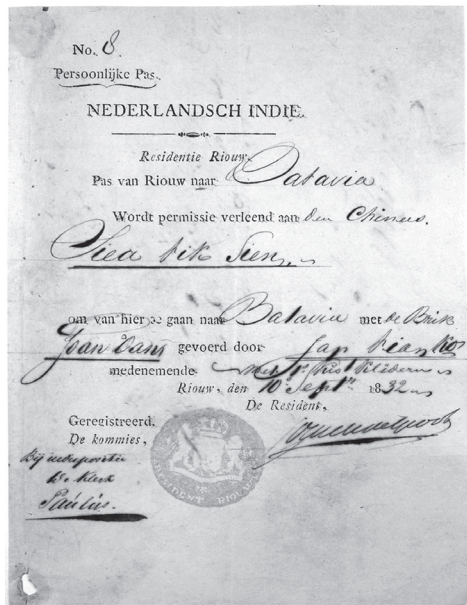


図10 1832年に華人へ交付された個人パス (EAP 153/3/12)。

月日、理事官署名が続き、代理の副署が添えられている。

ヨーロッパ人向けに発行された内国旅券と比較しても、印刷済みの書式に必要な項目を記載するものであり、パスの様式としては整っている。この様式によるパスが、リアウ以外の州でも踏襲されていたのか。いつからいつまでこのパスが用いられたのか。さらに、外来東洋人という法的住民集団に区分されていた華人のみならず、「原住民」に対しても発行されたのかなど不明の点は多い。しかしながら、移動の自由を管理する目的で1816年に「原住民」および外来東洋人に対して導入された居住移転に関する制限 (Passen-en Wijken stelsel) のもと、1830年代の時点で、パスによる移動の管理がある程度機能していたことは、ここからも間接的に確認できる。

既に述べたように1917年に移動の自由に関する規則は原則的に自由となる。これは内国旅券制度の完全な撤廃を意味していた。これにともない、領内の移動に際してパスは不要になった¹⁶。領内の移動に際しては、1918年に制定された「旅行規則 (Reisregeling)」に基づき導入された身分証明書が内国旅券に代わり移動の際に携帯された。

ヨーロッパ人向け身分証明書 (Legitimatiebewijs) (図11)

オランダ領東インドに居住するヨーロッパ人向けに発行された身分証明書である。パスポートの様式を踏襲している。全体で12ページ、蘭・仏・英・独4言語で表記されている。オランダ王国の紋章が最上部に印刷されており、文書の名称がその下に記載されている。知事 (Gouverneur) もしくは理事官が所持人の詳細を証明する旨の文言が印刷され、所持人の情報を記入する項目が続く。中間部には、「所持人はオランダ領東インドの居住者 (ingezetene) であり、オランダ臣民 (onderdaan) ではない」と記されている。旅行先を記載する欄がその下に続く。発行地、発行年月日がさらに続き、最下部に知事あるいは理事官の署名欄となる。罫線で縦に区切られた左端の欄には、上からページ数、所持人の顔写真、有効期間1年、所持人署名欄が設けられている。

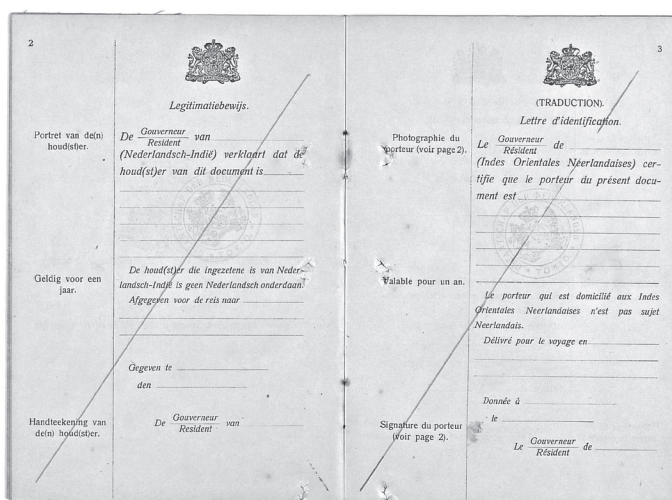


図11 ヨーロッパ人向け身分証明書 (外交史料館蔵)。

この身分証明書は、オランダ国籍保持者のみに発行されたわけではない。オランダ領東インドの「居住者」で、かつヨーロッパ人に法律上区分されるものは、オランダ国籍の有無に関わらず身分証明書を申請できた。「居住者」とは、オランダ領東インドに定住している親から生まれた者を意味した¹⁷。

原住民・外来東洋人向け身分証明書（Aanduidingskaart）（図12）

「原住民」・外来東洋人向けの身分証明書は、パスポートの様式にのっっているものの、見開き1ページの体裁を採用している。オランダ語のページの次には同体裁・同項目のマレー語ページがある。左ページの上部には、収入印紙欄があり、発行年（1936年）と発行番号（54）が手書きで記されている。収入印紙の下には所持人の写真欄がある。この身分証明書の写真には、ペヌバ地方行政長官（PENOEBA HOOFD van PLAATSELIJK BESTUUR）の割印が二箇所押されている。

右ページには、上部にオランダ王国紋章、その右にはモデル A（Model Letter A）と記載されている¹⁸。王国紋章の下には、身分証明書の名称が印刷され、その下に両ページにまたがって記載事項が印刷されている。まず、身分証明書がジャワ・マドゥラ外の領域での旅行およびそれら地域からジャワ・マドゥラへの旅行用途のパスであることが記され、根拠となる法令（1918年旅行規則、東インド官報694号）、有効期間10年とある。以下、所持人の個別の記載事項が続く。氏名、民族籍（landaard）、居住地、居住地の位置する行政区、職業、年齢、容姿（Gestalte）、顕著な身体的特徴、発行年月日、発行者署名欄となっている。

1936年に発行されたこの旅券の記載人物（アラブ系）は、証明写真が貼付されているものの表情はやや不鮮明である。既に検討した1928年の植民地官僚に交付された旅券の写真が、屋内の撮影環境を整えたもとで撮影された証明写真であったのに対して、この写真は屋外での撮影



図12 原住民・外来東洋人向け身分証明書（EAP 153/1/52）。

のため、光のコントラストが強く、顔が鮮明には認識できない。旅券の記載人と所持人の同一性確認を飛躍的に向上させたと言われる写真であるが、旅券（ここでは身分証明書）の交付された状況あるいは対象によっては、同一性の確認に障害を残した可能性も存在したかもしれない。

「原住民」・外来東洋人向けの身分証明書は、ヨーロッパ人向け身分証明書と名称が異なっている。ヨーロッパ人向け身分証明書が、‘Legitimatiebewijs’ と呼ばれるのに対して、「原住民」・外来東洋人向けの身分証明書は、‘Aanduidingskaart’ と呼ばれている。ほぼ同じ機能を付与されているパスであるにもかかわらず、名称および様式が異なっている。ヨーロッパ人と「原住民」・外来東洋人という法律上の住民区分に基づき身分証明書の規則も定められていることから、それにのっとって身分証明書も住民集団に応じて決められたことが異なる様式のパスの制定理由であることは理解できる。この身分証明書は、第一義的には領内の移動に際して用いられた。しかしながら、この身分証明書を用いた領外（シンガポール）への渡航も確認できている¹⁹。

略式の身分証明書（図13）

正規の様式に基づかず、行政による簡便な形式で発行された身分証明書の存在も確認できる。リアウ州タンジュンピナンにおいて1938年12月23日付けで発行されているこの行政文書は、「証明（Verklaring）」という文言が中央上部にあり、向かって左には発行番号と発行年の欄がある。オランダ語とマレー語のタイプ打ちにより記載されており、中央上段には発行主体となる行政区長が当該の人物に許可を与える旨記載されている。続けて、この文書の交付される者の名（Wanpah）が中央に記されており、名には下線が引かれている。名の下は3段落からなり、最初の段落にはこの文書の交付される人物の居住地、職業、年齢および渡航先と渡航目的が記載されている。次の段落には、この人物が治安上問題のない旨が記されている。最後はこの文書

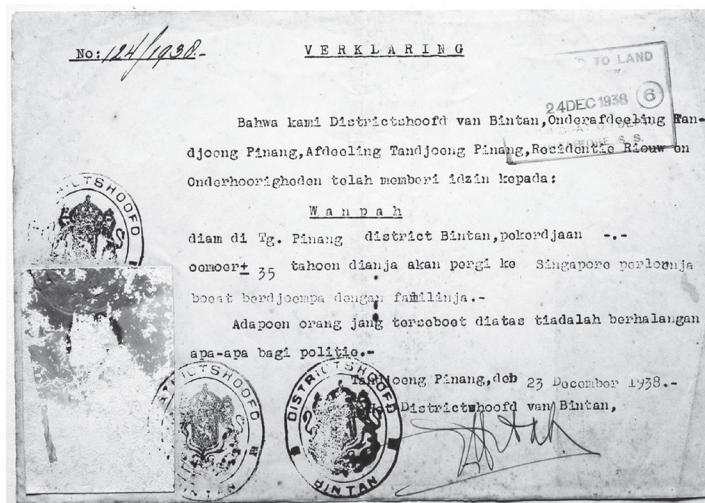


図13 略式の身分証明書（EAP 153/2/49）。

の発行地、発行年月日が記され、発行主体である行政区長の署名が書かれている。左端下段隅には、この人物の顔写真が添付されており、割印が二箇所押されている。写真は傷みが激しく判別できない。行政区の印は、行政区長署名欄左にも一箇所押されている。

この行政文書に記載された渡航目的地はシンガポールである。この人物（ワンパという35歳位の女性）の渡航目的は、シンガポールに居住する家族に会うことであり、実際に渡航のためにこの文書が用いられたことは、文書上部右に1938年12月24日付のシンガポール上陸許可印が押されていることからわかる。一般旅券でもなく、法令により定められている身分証明書でもないこの行政文書の性格については、現時点では不明な点が多い。

おわりに

ここまで、オランダ領東インドにおいて発行されてきた一般および内国旅券を検討してきた。史料上の制約が多く残されているとはいえ、これまでの検討からいくつかの論点を整理することが可能である。第一に、植民地外への渡航に際して用いられたいわゆる一般旅券の変遷についてである。19世紀の相当の期間、ゼー・パスという様式の渡航書による渡航が一般的であった可能性が高く（史料上確認できているものとしては1862年まで）、本国の旅券に類似する様式の植民地旅券は本論中の図3が示すように1890年代から整えられていったようである。特に20世紀に入ってからは、本国旅券の様式改定が植民地旅券にも連動していくことが植民地旅券の変遷からうかがえる。

第二に、植民地旅券における身元保証の問題、すなわち記載人と所持人の同一性の確保に関わる論点である。ゼー・パスには記載人の身体的特徴に関する項目は存在していない。本国旅券には導入当初より身体的特徴の項目が存在していたことを考慮すると、ゼー・パスには近代的旅券の特質である身元保証という特質が欠けている。その後の植民地旅券における身元保証は、身体的特徴の記載欄の導入から証明写真の貼付へと、ほぼ本国旅券と同様の展開をしている。しかし、証明写真の規格は導入段階ではさほど厳格ではなく、徐々に適正化されていったことがうかがわれる。

第三に、内国旅券／身分証明書の複雑な展開である。東インドの政治的空間および住民の多様性は、内国旅券、後にはそれに相当するパス（身分証明書）に反映されていった。国民国家形成後の本国において、単一の国民から構成される均質な政治的空間の成立が内国旅券の存在を不要にしていくのに対して、東インドにおいては性質を異にする行政領域の混在、法的に区分された複数の住民集団に対応する形で内国旅券制度が展開していったのである。

最後に、今後に残された課題として以下の三点をあげておきたい。第一に、20世紀初頭までの植民地旅券制度の運用実態を明らかにする作業が残されている。植民地旅券制度が本国の旅券制度と連動するようになるまで、本論で取り上げたゼー・パスのみにより渡航が行われていたのか。加えて、ゼー・パスから植民地旅券への移行過程など不明な点が多い。

第二に、査証（ビザ）の問題である。ゼー・パスに査証は裏書きされていないにもかかわらず

ず、オランダへの渡航に際して用いられていた。東インドからオランダ本国までの航海では、燃料や食料、飲料水などの補給を目的とする寄港が数回存在したものと推測でき、通過あるいは一時上陸などの必要から寄港地において査証が必要とされた可能性も高い。1900年発行の植民地旅券においてはイタリア領事館からのビザが裏書きされていたことから、ヨーロッパでの上陸地点における査証のチェックは少なくとも存在していたものと思われる。査証を受けた旅券による渡航という制度がいつ、どのように本国と植民地間の移動に際して構築されていくのかは、国際的な移動体制の構築を理解する上でも興味深い論点である。

第三に、植民地間移動の問題である。東インド領内の移動に際して発行された身分証明書は、本論で示したようにシンガポールへの渡航に際して旅券として機能していた。本来の旅券ではなく、領内の移動に用いる身分証明書による渡航がなぜ可能であったのか。オランダと英国の両植民地政庁間において、なんらかの条約もしくは協定に基づいてこの措置が講じられたのか。さらに身分証明書による植民地外への渡航は、どの地域まで可能であったのかなど、今後の検討課題として残されている。

植民地という政治的空間、そしてその空間を移動する人々の実相は、国民国家から構成され、旅券および出入国管理制度の整備された現在の国際社会に生きるわれわれが想像するよりも多面的かつ複雑な様相を呈していた。そのことだけはおそらく確実に指摘することができる。

謝 辞

本稿は、JSPS 科研費17H02239、16H00740、16H03501、15K01883の助成による成果の一部である。本論稿中用いたCBG所蔵の旅券は、Jean Niewenhuijse氏より提供いただいた。論稿において取り上げた旅券の各言語（オランダ語、フランス語、イタリア語、ジャワ文字）の判読については、Willem van der Molen (KITLV)、岡田友和（大阪大学）、原田亜希子（慶應義塾大学）の各氏からご教示いただいた。さらに、加藤剛氏（元京都大学）からは、本稿の内容に関して詳細なコメントをいただいた。ここに記して謝意を表したい。

注

- 1 日本人の出国について定めた出入国管理及び難民認定法第60条第1項は、日本国外への出国に際して「有効な旅券」の所持を義務付けている。
- 2 例えば、(Caplan et.al. 2001)、(渡辺 2003)、(高野 2016)、(ブリッケンリッジ 2017) など。
- 3 例えば、日本でも用いられていた各種の手形など (陳他 2016: 94-104)。
- 4 明治日本初の旅券に関する規則である『海外旅券規則』(1878年)は、その前文において旅券の定義を次のように定めていた。「旅券ハ日本國民タルヲ證明スルノ具ニシテ海外各國ニアリテ要用少ナカラサルヲ以テ外務省ヨリ之ヲ發行ス…」。『海外旅券規則』における旅券の定義からは、主たる関心が旅券の所持人の国籍証明にあったことがうかがわれる。現在では生体認証により同一性が確保されつつある所持人の身元証明については、未だ主要な関心とはなっていないようである。
- 5 『パスポート学』には、国連コソボ暫定行政ミッション (UNMIK) によるコソボ住民へ発給した

- 渡航証明書に関する興味深い事例が紹介されている（陳他 2016：29-30）。
- 6 他の4種類としては、難民向け旅行書類 (reisdocument)、外国人向け旅行書類、非常用旅行書類、外務大臣の定めるその他の旅行書類があげられている。
 - 7 西フリースラント諸島訪問に際して必要とされた (Tjin 1990: 82)。
 - 8 研究によれば内国旅券は1914年頃まで存在したとのことである (Tjin 1990: 84)。しかしながら、1900年にアムステルダム市で申請された内国旅券は2件であり、20世紀初頭には内国旅券はほぼ通用していなかったとみなしてよいだろう。
 - 9 オランダ国籍およびオランダ臣民籍については、(吉田 2004) を参照。
 - 10 メッカ巡礼とメッカ・パスについて日本語の文献としては、(國谷 2004) が、メッカ巡礼用パスポートの制度化について論じている。
 - 11 海自書類には、積荷の数、船名船舶パスには船主と船長名を登録することが定められている。
 - 12 1862年のゼー・パスは、ウェブサイト (Geheugen van Nederland) の以下リンク先で確認することができる。<http://resolver.kb.nl/resolve?urn=urn:gvn:KIT01:143095>
 - 13 申請に際して記入し、切り離された書類片に記載された項目はわからないが、旅券本体部分の身体的特徴の記載事項は1806年の旅券記載事項と同じである。
 - 14 イタリア語は、Visto in questo Reale Consolato (1行目)、vale per viaggiare e recarsi in Italia (2行目)、Batavia li 16 9bre 1900 (3行目)、Il Console reggente (4行目)、Cloeber (5行目)。
 - 15 ジャワ文字を含むこの内国旅券の判読については、王立言語地誌民族学研究所 (KITLV) のウィレム・ファン・デル・モーレン (Willem van der Molen) 教授からご教示いただいた。
 - 16 移動の自由と密接に関連している居住の自由も制約が緩和された (Verslag 1920: 41)
 - 17 オランダ領東インドの法的住民区分については、(吉田 2002)、「居住者」については (Kleintjes 1903: 94-97) を参照のこと。
 - 18 1918年官報690号には、モデル B の様式も記載されている。モデル B は、総督の許可を必要とする地域への移動に際して発行されたパスである。
 - 19 シンガポールのプラナカン博物館1階常設展示室内に展示されているパネルには、オランダ領東インドからシンガポールに渡航し、定住した華人の身分証明書 (Aanduidingskaart) が掲示されている。この人物はこの身分証明書を用いて複数回シンガポールへ渡航していたことが展示資料から確認できる。

参考文献

- Beek, Tom van., *Paspoort: Een parade van Nederlandse reisdocumenten*, Amsterdam: Dick Kok Producties, 1995
- Brokx, W., *Het Recht tot Wonen en tot Reizen in Nederlandsch-Indië*, 's-Hertogenbosch: C. N. Teulings' Koninklijke Drukkerijen, 1925
- Caplan, J. et.al, *Documenting Individual Identity: The Development of State Practices in the Modern World*, Princeton: Princeton University Press, 2001
- Kleintjes, Ph., *Het Staatsrecht van Nederlandsch-Indië: Beginselen en Beschouwingen*, Amsterdam: J. H. De Bussy, 1903.
- Leenders, M., *Ongenode Gasten: Van Traditioneel Asielrecht naar Immigratiebeleid, 1815-1938*, Hilversum: Uitgeverij Verloren, 1993
- Tjin, R., 'Panoptisme en Paspoorten', *Krisis : tijdschrift voor filosofie*, nr. 1, 1988, 43-56
- Tjin, R., 'Nederlandse paspoorten: De politiek van reizen en de identificatie van personen', *Amsterdams Sociologisch Tijdschrift*, jrg. 17, nr. 1, mei 1990, 74-100.

- Verslag van de commissie tot herziening van de staatsinrichting van Nederlandsch-Indië*, Weltevreden: Landsdrukkerij, 1920
- アンダーソン, ベネディクト・O, 『定本 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』白石隆、白石さや訳、書籍工房早山、2007
- 國谷徹「19世紀末の蘭領東インドからのメッカ巡礼について——巡礼パスポート制度の展開過程を中心に」『日蘭学会会誌』29巻1号、2004
- 高野麻子『指紋と近代——移動する身体の管理と統治の技法』みすず書房、2016
- 陳天璽他(編)『越境とアイデンティフィケーション——国籍・パスポート・IDカード』新曜社、2012
- 陳天璽他(編)『パスポート学』北海道大学出版会、2016
- トーパー, ジョン・C. 『パスポートの発明——監視・シティズンシップ・国家』藤川隆男訳、法政大学出版局、2008
- 春田哲吉『パスポートとビザの知識 新版』有斐閣、1994
- ブレッケンリッジ, キース『生体認証国家——グローバルな監視政治と南アフリカの近現代』堀内隆行訳、岩波書店、2017
- 吉田信「オランダ国民の形成：一八五〇年国籍法の検討を通して」『神戸法学雑誌』50巻3号、2000、1-56
- 吉田信「オランダ植民地統治と法の支配——統治法109条による『ヨーロッパ人』と『原住民』の創出」『東南アジア研究』40巻2号、2002
- 吉田信「包摂と排除の政治力学——オランダにおける市民権／国籍の過去・現在・未来」『地域研究』6巻2号、2004
- 旅券法研究会編『逐条解説旅券法』大蔵省印刷局、1999
- 渡辺公三『司法的同一性の誕生——市民社会における個体識別と登録』言叢社、2003

史 料

- CBG (Centrum voor familiegesciedenis)
Familiearchief Bos38 inv.nr. 13
Familiearchief Cohen Stuart inv.nr. 321
- EAP (Endangered Archives Programme)
EAP 153/1/52: <https://eap.bl.uk/archive-file/EAP153-1-52> (2018年1月14日閲覧)
EAP 153/2/49: <https://eap.bl.uk/archive-file/EAP153-2-49> (2018年1月14日閲覧)
EAP 153/3/12: <https://eap.bl.uk/archive-file/EAP153-3-12> (2018年1月14日閲覧)
- NA (Nationaal Archief)
NL-HaNA, 2.21.293, inv. nr. 320
- Staatsblad van Nederlandsch-Indië
外務省外交史料館
内外旅券見本 J.2.2.0.J1X2

